

学習情報誌「まなびのカタログ」発行要領

(趣旨)

第1条 この基準は、おおむた生涯学習まちづくり推進協議会（以下「推進協議会」）が発行する学習情報誌「まなびのカタログ」（以下「カタログ」という）を発行するために必要な事項を定める。

(発行の目的)

第2条 カタログは、市民一人ひとりの学習活動を支援するために、学習活動を広く収集し、提供することを目的に発行する。

(発行の方法)

第3条 カタログの発行方法は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 紙媒体での発行
- (2) 市公式ホームページでの公開
- (3) メールマガジン登録者への電子メール配信
- (4) その他、推進協議会が必要と認める方法

(情報収集をする対象)

第4条 原則として、市内及び近隣地域の団体・サークル等とする。

(学習情報の範囲)

第5条 カタログに掲載する学習情報は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内及び近隣地域で実施される講座・イベント情報
 - (2) 市内及び近隣地域のサークル等の会員募集情報
 - (3) 推進協議会事業に関する情報
 - (4) その他、推進協議会が掲載を認める学習情報
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、掲載しない。
- (1) 市民の学習活動以外の目的で行われるもの
 - (2) その他推進協議会が不相当と認める情報

(学習情報の収集)

第6条 カタログに掲載する学習情報は、掲載を希望する団体が、学習情報誌「まなびのカタログ」掲載依頼書を推進協議会に提出することにより収集する。

- 2 前項のほか、推進協議会が認める方法によっても収集することができる。
- 3 収集した学習情報をカタログに掲載するか否かの判断は、第4条に掲げる内容及び学習情報提供の数等を基に、推進協議会が行う。

学習情報誌「まなびのカタログ」発行要領

(カタログの編集)

第7条 推進協議会は、収集した学習情報について、当該情報の関係各者と調整して適切に編集し、市民に提供できるよう努める。

(情報享受者の責任)

第8条 学習情報を利用したことにより発生した損害等は、当該情報を推進協議会に提出した者と利用した者との間で解決するものとする。

(その他)

第9条 この基準に定めていないものについては、別途協議して定める。

付則 この基準は、平成28年2月2日から施行する。

付則 この基準は、令和3年4月1日から施行する。